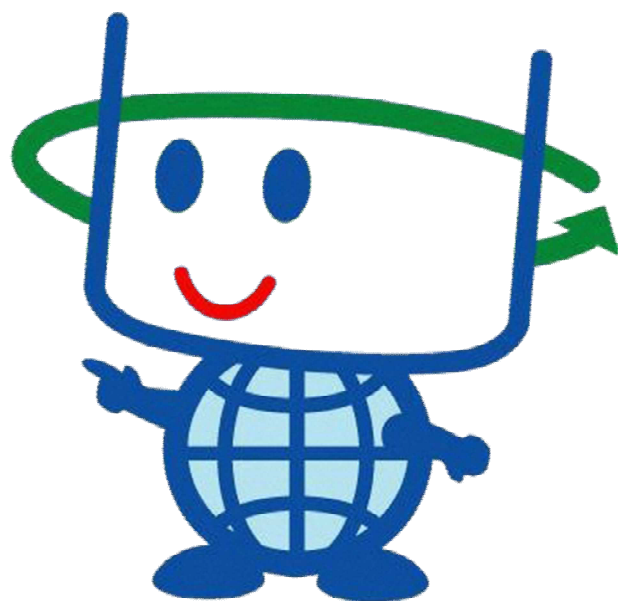


第 1 章

基本的事項



廿日市市環境マスコットキャラクター
ハーツくん

1. 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の経緯

廿日市市では、平成12（2000）年に環境施策の基本方針となる「廿日市市環境基本計画」を策定しました。その後、平成の大合併により宮島が浮かぶ瀬戸内海から中国山地の脊梁部まで市域は大きく拡大し、多様な環境を有するまちになりました。その後、平成21（2009）年に新たな「廿日市市環境基本計画」を、令和2（2020）年に「第2次廿日市市環境基本計画」（以下、「現計画」という。）を策定しました。

現計画では、10年後の令和11（2029）年度を目標年度とし、必要に応じて中間年度の令和6（2024）年度に見直しを行うものとしています。本改訂版は、現計画策定以降の社会動向の変化に伴い、中間見直しとして現計画の改訂を行うものです。

2. 社会動向の変化

（1）現計画策定時の社会動向

現計画が策定された令和2（2020）年以前では平成27（2015）年の国連サミットで国際目標「SDGs※」（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択され、企業を非財務面から評価する尺度の「ESG※」（Environment：環境・Social：社会・Governance：企業統治）とともに、環境問題解決のキーワードとなっています。



資料：国際連合広報センター

図1-1-1 SDGsの17の目標

※ **SDGs**：平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で持続可能な開発を達成するために掲げた目標。17の国際目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲット、232の指標から構成され、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、エネルギー、雇用、居住、気候変動などの幅広い課題解決を目指している。平成27（2015）年に国連で193の加盟国の全会一致で採択され、先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく。日本では平成28（2016）年にSDGs推進本部を立ち上げ、取組を進めている。

※ **ESG**：企業の経営や長期的な成長のためには、環境・社会・企業統治の3つの観点が必要であるという考え方。投資などにおいて企業の価値を計る尺度は、従来、業績や財務情報等のみであったが、近年はそれらに加えて、環境・社会・企業統治といった非財務情報も考慮する流れとなっている。

平成27（2015）年に開催されたCOP21では京都議定書※に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとしてパリ協定※が採択され、わが国も同年、令和12（2030）年の温室効果ガス排出量に対2013年比で26%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出し、翌年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

（2）現計画策定以降の社会動向

■地球温暖化対策■

パリ協定以降の世界的な脱炭素化の社会動向の中で、令和2（2020）年、菅内閣総理大臣（当時）は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。令和3（2021）年4月には、菅首相はわが国の2030年の温室効果ガス目標を2013年度比46%削減とする目標を定め、同年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が36～38%と現行目標の22～24%程度という想定から大幅に引き上げられ、地球温暖化対策の推進がより喫緊の課題として社会全体でとらえられています。

このような流れを受けて、本市は令和4（2022）年6月に2050年の二酸化炭素実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。その実現に向け、令和6（2024）年3月、市全域を対象とする二酸化炭素排出量の削減に関する施策の基本方針となる「廿日市市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減に取り組む「廿日市市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定版）」を策定しました。

■生物多様性■

令和3（2021）年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全するという30by30目標を約束し、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を打ち出しました。

令和4（2022）年4月に関係省庁連絡会議が30by30ロードマップを公表するとともに、目標の達成に向けて企業有林や里地里山など生物多様性保全に貢献している場所（OECM）の登録や国立公園等の保護地域の拡大を目的に、環境省を含めた産民官21団体を発起人とする「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足しました。

※ **京都議定書**：平成9（1997）年に京都で開かれた国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組みを定めた国際ルール。先進国における温室効果ガスの削減率を国別に定め、平成20（2008）年～平成24（2012）年（第1約束期間）に目標を達成することを義務づけている。日本は、平成2（1990）年比6%減の削減目標を達成したが、平成25（2013）年～令和2（2020）年（第2約束期間）では離脱した。そのほかカナダやロシアなども離脱している。

※ **パリ協定**：2020（令和2）年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とした。

令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」2030年グローバルターゲットの一つとして、30by30目標が採択されました。

わが国ではこの新枠組を踏まえ、令和5（2023）年3月に新たな生物多様性国家戦略「生物多様性国家戦略2023－2030」を閣議決定し、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置づけました。また、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性増進活動促進法）が令和6（2024）年4月に公布されました。本法律は、「増進活動実施計画」等の認定制度を創設し、市町村が多様な主体と有機的に連携して進める「連携増進活動実施計画」を主務大臣が認定するものです。

■コロナ後の社会■

令和2（2020）年から流行が始まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々が移動の自粛や在宅勤務、休校等を経験した結果、通勤・通学や出張・旅行をはじめ、現金や印鑑など今まであたりまえだと思われてきた常識が激変し、新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観が生まれてきました。仕事ではテレワークやリモートオフィス、教育ではGIGAスクール※構想による学校のICT※化、生活ではキャッシュレスや飲食のデリバリー、そしてそれらを支えるAI※やDX※等の技術が一気に拡大の様相を呈しています。このような動きは、あらゆるコミュニケーションのリモート化やオンライン化、それによる居住地の地方への分散化、さらにそのことから生まれる新たな需要やビジネスなど、多くの社会的変化を生むものと考えられます。

このような中、令和6（2024）年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」においては、環境・経済・社会の統合的向上の高度化によってもたらされる「ウェルビーイング／高い生活の質」という基本的なコンセプトのもとに計画が構築されています。

本市では、令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」においても、各施策分野にSDGsの目指すゴールを関連付け、後期基本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するとしています。

※ **GIGAスクール**：GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」という意味。「GIGAスクール」とは、全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みのことをいう。

※ **ICT**：「Information and Communication Technology」の略で、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの情報通信技術の総称。

※ **AI**：AIは、「Artificial Intelligence」の略で、「人工知能」と訳され、一般的には人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピューターに行わせる技術のことをいう。

※ **DX**：DXは「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。

3. 計画の目的

このように、近年の環境とそれを取り巻く様々な社会動向は、目まぐるしく変化しています。本計画は、このような様々な社会動向をふまえて前計画を見直し、環境に関する取組を総合的、計画的に推進するため、本市の今後の環境行政や市民・事業者の環境に配慮した取組の指針とすることを目的に策定するものです。

本計画は、市においては、「環境の将来像」の実現に向けた施策の指針となる計画として、市民・事業者においては、取組の指針となる具体的な行動計画としての役割を担うことをその目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、環境基本法で規定されている地方公共団体の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な事項について定めたものであり、本市の環境行政の基本計画（マスタープラン）として環境に関する個別計画の最上位に位置付けられるとともに、令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置付けられます。

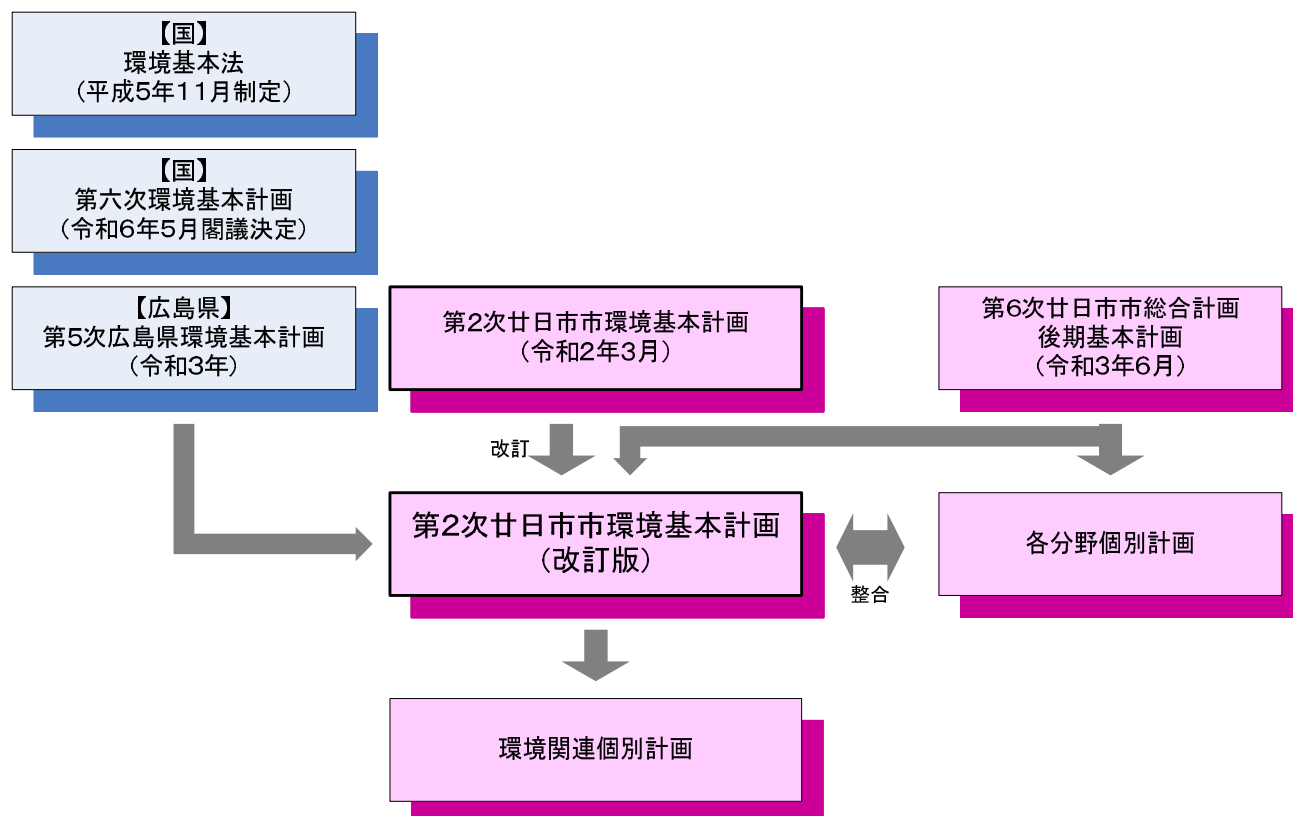
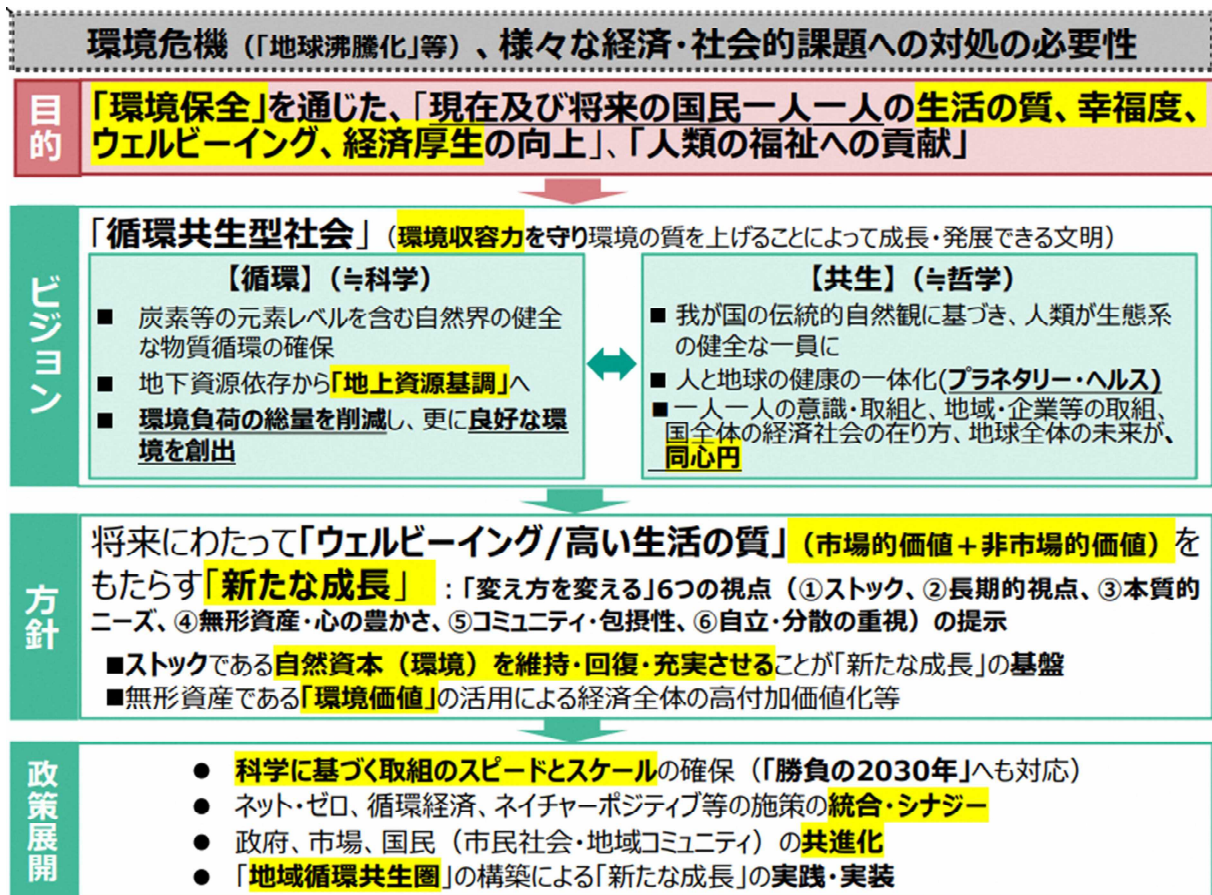


図1-2-1 計画の位置付け

3. 上位計画

1. 第六次環境基本計画(国)

令和6（2024）年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じた現在および将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

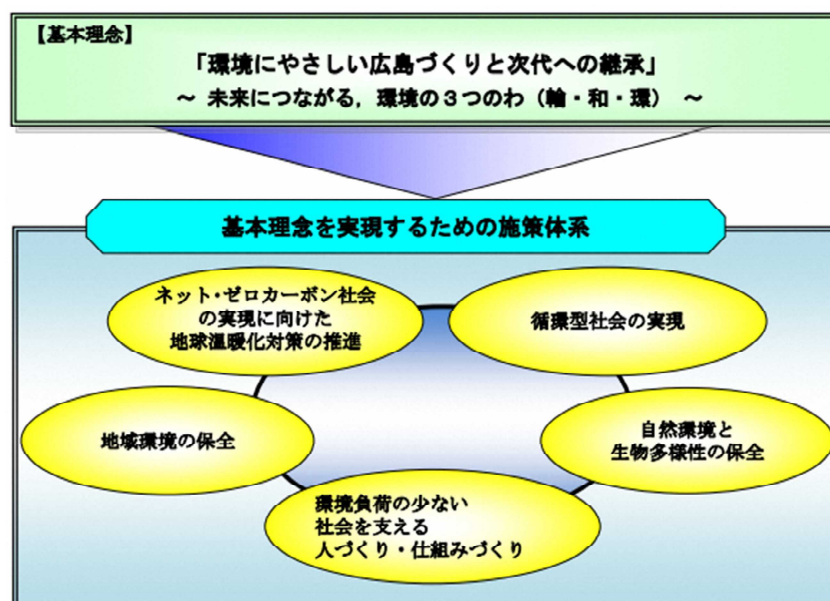


資料：環境省．第六次環境基本計画の概要．2024年5月

図1-3-1 第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

2. 第5次広島県環境基本計画

令和3（2021）年3月に策定された「第5次広島県環境基本計画」では、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承～未来につながる、環境の3つのわ（輪・和・環）～」を基本理念に、その基本理念を実現するための施策体系として、下図のような5つの施策体系を設定しています。



資料：広島県、第5次広島県環境基本計画、令和3年3月

図1-3-2 基本理念と施策体系

計画の中でうたわれている施策のうち、後述する「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」において環境関連施策としてあげられているものと関連が深い施策およびその取組の方向は以下のとおりです。

施策	取組の方向
省エネルギー対策等の推進 （民生（家庭）部門対策）	地域における温暖化防止の取組の促進、二酸化炭素排出量「見える化」の促進、省エネルギー住宅の推進、二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進、省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信
再生可能エネルギー※の導入促進	太陽光・木質バイオマス※・小水力のエネルギー利用の促進、その他エネルギーの有効利用、再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組の検討
資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	排出抑制及び減量化、一般廃棄物のリサイクルの推進
身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造	身近な緑地の保全・整備、身近な農地・農業用施設の保全、市町主体の景観行政の促進、自然景観の保全、文化的景観の保全
自然資源の持続可能な利用	自然公園等の保全対策の推進、水辺の保全・再生

※ 再生可能エネルギー：「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」は「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令により太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。温室効果ガスを排出しないことから、また、国内で生産できるためエネルギーの安定供給の観点からも、今後の重要なエネルギー源として位置づけられる。

※ バイオマス：バイオマスとは、生物資源（Bio）の量（Mass）を表す概念で、生物由来の有機性資源のうちで化石資源を除いた、再生可能なもの。廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物、廃棄紙、パルプ工場廃液、下水・し尿汚泥、建設廃材、間伐材等）、未利用バイオマス（稲わら、麦わら、もみがら等）、資源作物（さとうきび、とうもろこし、なたね等）に分類される。

3. 第6次廿日市市総合計画 後期基本計画

令和3（2021）年6月に策定された「第6次廿日市市総合計画 後期基本計画」において、環境分野に直接関係するものは、方向性①「暮らしを守る」の重点施策5「豊かな自然を次世代につなぐ」の施策方針1「環境保全活動の推進」と施策方針2「豊かな自然の・保護・活用」です。2つの施策方針で設定されている事業内容と成果指標は次のとおりです。

施策方針

1

環境保全活動の推進

主な事業内容

基本事業	取組内容
脱炭素社会の推進	○ 行政における率優先的な取組として、公共施設の新築や改築に併せて、屋根を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を促進します。 ○ 市域における民生部門の温室効果ガス排出量の削減に向けた、省エネルギー設備の導入等の取組を支援します。 ○ 地球温暖化を身近な問題として捉えるきっかけとなるよう、児童等を対象とした講座や市民向けの啓発イベントを開催します。 ○ 新たなエネルギーの活用について、関係機関やエネルギー事業者と調査・研究を行います。
ごみ減量化の推進	○ 3Rの啓発と、市民や市内事業所が行うごみの減量化や資源化に貢献する活動を支援することで、ごみの減量化を推進します。 ○ 事業系のごみを減量化するため、排出量の調査を行うとともに、意欲的な取組をホームページ等で紹介するなど、事業者への啓発を行います。

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
家庭で省エネ・省資源に取り組んでいる市民の割合	75.3%	80.0%
一人1日平均ごみ排出量（家庭系ごみ）	621g／人・日	560g／人・日
事業系ごみの排出量	11,752t	11,174t
ごみのリサイクル率	11.7%	25.0%

施策方針

2

豊かな自然の保護・活用

主な事業内容

基本事業	取組内容
公園のマネジメント	○ 「緑の基本計画」や「都市公園及び公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、公園・緑地の適切な配置・整備を推進するとともに、民有地や事業所等においても緑化の推進を図ります。 ○ 都市公園の特性や地域ニーズに応じつつ、市民や民間事業者も参画しながら管理運営を行うなど、都市経営の視点から都市公園のマネジメントを推進し、公園の魅力化と賑わいづくりを進めます。
森林の適正な管理	○ 適正な森林整備の実施を推進し、森林の持つ多面的機能の保持を図るとともに、再造林等を支援することで、森林環境の保全に努めます。
自然環境保全活動の推進	○ 美しい瀬戸内の海を守るため、各種海岸清掃の実施や支援を行います。 ○ 自然環境を守る意識を高めるため、児童等を対象とした参加体験型の講座を開催します。 ○ 地域の環境を守る取組を市民協働で進めていくため、環境教育の担い手の育成をめざした講座を開催します。 ○ 自然環境の豊かな農山村の遊休地等を利用し、地域内外の交流・体験の促進を図ります。

成果指標

成果指標	現況値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市街化区域内人口一人当たりの都市公園面積	6.2㎡/人	6.2㎡/人
人工林の間伐面積(令和3年度～7年度の累計)	—	300ha
市の自然が守られていると思う市民の割合	81.0%	81.0%
環境保護活動に取り組む市民の割合	31.3%	40.0%

4. 計画の期間

現計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間でした。現計画の中間年度における見直しの改訂計画である本改訂版の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
計画	→					→				

図1-4-1 計画の期間

5. 計画の対象

本計画の対象は、自然環境・生活環境・地球環境の3つの基本的な環境と、それらすべてに関わる環境活動を加えた、4つの環境分野とします。

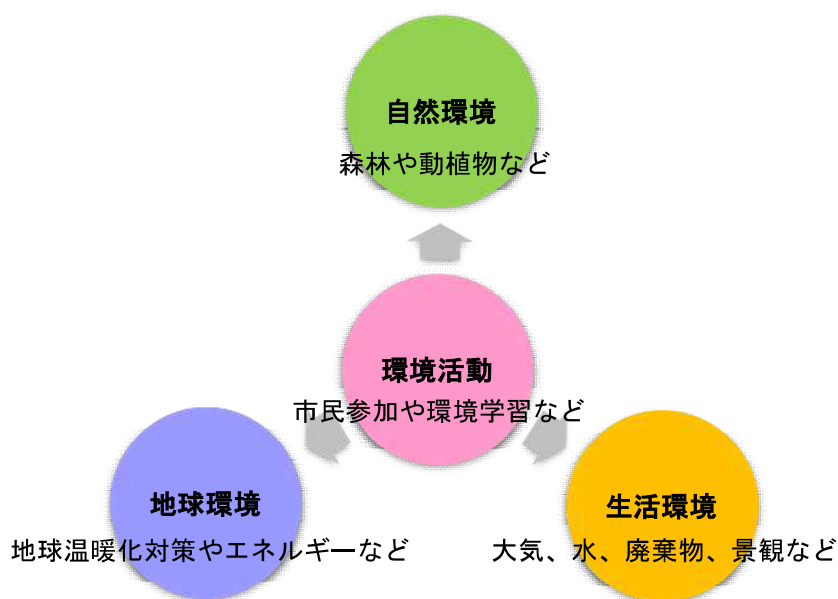


図1-5-1 計画の対象